

企業誘致を推進するための新たな産業用地の創出に向けた調査業務委託 仕様書

1 背景・目的

本市は、大学等の知的資源、活発な産学連携、豊富な人財、自然環境、交通アクセスなどの立地環境や、観光文化芸術都市「京都」としてのブランド力に優れるものの、かつての京都経済を支えてきた、ものづくり企業の流出が相次いでいる。

このような中、本市の「はばたけ未来へ！京プラン」後期実施計画や京都市産業戦略ビジョンにおいては、地域経済の活性化と安定した雇用の創出が掲げられており、国内外の企業誘致を積極的に取組み、税収増加、雇用の場の創出を推進していくことが重要であるが、京都の強みであるものづくり企業が操業できる土地や、産学公連携を行う研究開発型企业が立地できる物件が不足している。

そのため、市内企業の市外流出を防止するとともに、国内外から企業を誘致し、新たな産業集積を産み出すため、久我・羽束師の工業専用地域をはじめ、市内のまとまった土地や未活用の工業用地等の活用・開発などによる新たな産業用地の創出に向けた調査を行うものである。

2 業務内容

産業用地の創出に向け、候補地の現況調査を実施し、整備手法や企業の立地誘導策について検討すること。

3 作業項目

- (1) 重点地区（久我・羽束師の工業専用地域）の調査、分析、整備手法の検討
 - ア 本市が定める上位計画、関連計画との整理を行うこと。
 - イ 法規制状況及び地区の現況並びに課題について調査を行うこと。
 - ウ 土地地権者の意向調査を行うこと。なお、意向調査に当たって、土地地権者の登記簿謄本を取得する費用は、見積りに含めなくてよい。
 - エ エリア内に立地する企業からヒアリングを行うこと。企業数は最低10社とすること。
 - オ 上記の調査に基づき、課題抽出及び解決策の実施に係る費用やスケジュール等の算出を行い、整備手法や企業の立地誘導手法、経済波及効果等の整備効果を複数案作成すること。それぞれの手法におけるメリット、デメリットを明らかにすること。
- (2) 市内全域を対象とした産業用地候補先の調査（4箇所以上）
 - ア 本市が定める上位計画、関連計画との整理を行うこと。

イ 候補地の法規制状況及び地区の現況並びに課題について調査を行うこと。

ウ 選定された候補地について、概要を取りまとめ、産業用地としての評価・分析を行うこと。

エ 京都市の立地特性・立地動向を調査し、分析すること。

オ 上記の調査に基づき、課題抽出及び解決策の実施に係る費用やスケジュール等の算出を行い、整備手法や企業の立地誘導手法等を作成すること。

4 業務の実施スケジュール

3(1)の調査については、平成28年8月31日(水)までに、第1次報告書として提出すること。

3(2)の調査を含む最終報告書を、平成29年3月24日(金)までに、提出すること。

5 納品する成果物

(1) 第1次報告書(詳細版(A4両面ベースでカラー80ページ程度)、概要版(同10ページ程度))各20冊

(2) 最終報告書(詳細版(A4両面ベースでカラー100ページ程度)、概要版(同15ページ程度))各20冊

(3) (1)及び(2)に係る電子データ一式

6 その他留意事項

(1) 業務遂行に当たっては、受託者は、提案内容を順守するものとし、具体的な進め方については、適宜本市と協議を行い、市の指示に従うこと。

(2) 業務遂行に当たり必要となる資料については、市が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、本業務委託終了後に返却するなど、取り扱いに十分注意すること。

(3) 業務の進捗状況について、市に適宜報告を行うこと。報告に当たっては、市役所で行う場合を除き、打合せ場所を確保すること。

(4) 国の経済成長戦略の方向性や、市の各種計画との整合性、直近の経済社会動向を考慮すること。

7 特記事項

(1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。

(3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。